平成２２年（フ）第１６号
京都府城陽市富野南垣内52番地の６
債務者　富藤　明輝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ715号
債務者　川口昭二郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ715号
債務者　川口　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
京都府八幡市八幡今田26番地の24
債務者　天野裕次郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
京都市東山区白川筋三条下ル梅宮町484―３ウイング東山10―Ｄ　水谷方、住民票上の住所京都市上京区今出川通千本東入般舟院前町151番地
債務者　西野　可苗
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
京都府八幡市八幡小松２番地の38
債務者　田中　美加
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
京都市南区唐橋平垣町24番地　八条市営住宅２棟405号室
債務者　山室　晴男
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
京都市中京区西ノ京内畑町31番地　ＧＬマンションⅠ―301
債務者　井上　俊夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
京都市上京区五辻通七本松西入２丁目西柳町581番地２　大成ハイツ105号
債務者　平尾　静江
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１21棟206号
債務者　土居　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県西宮市樋之池町17番14―403号
債務者　吉村　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目13番12号
債務者　要　　哲郎
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目12番17号
債務者　濵田　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２４号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目４番22号　池田マンション201号
債務者　上平　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２９号
兵庫県芦屋市若宮町４番８―303号
債務者　織衞　理絵
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県西宮市中前田町８番５号佐々木ハイツ
債務者　河野又一郎
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３３号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目13番13号トモエマンション203号
債務者　大石清こと　李　　清
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係